

協議第4号の2

合併の期日について（協定項目2）

大平町、岩舟町、藤岡町3町の合併の期日について、次のとおり提案する。

合併の期日は、平成17年（西暦2005年）1月1日を目途とし、この協議会の協議の進捗状況を勘案のうえ、本年度内に別途定める。

平成15年9月29日提出

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会  
会長 鈴木俊美

## 大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会の調整内容

協議事項	2 合併の期日	関係項目	
調整の内容	合併の期日は、平成17年（西暦2005年）1月1日を目途とし、この協議会の協議の進捗状況を勘案のうえ、本年度内に別途定める。		

留意事項	調整理由
<p>1 市町村が合併するためには、関係団体の各議会において議決してから都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出(都道府県)、総務大臣が官報に告示など、様々な手続が定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。</p> <p>2 期日決定のポイントとしては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併に予定される事務事業または公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断し、期日を定めることが望ましい。</p> <p>3 先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺える。</p> <p>4 市町村合併特例法の期限の平成17年3月31日までに合併。</p>	<p>先進事例の傾向</p> <p>「1日合併」を採用している場合が多く、「区切りが良い」ことを考慮しての選択ではないかと考えられる。</p> <p>閉庁日にもかかわらず「1日合併」を採用している場合もある。</p> <p>合併後の各種手続きに要する日程から見た考察</p> <p>年度当初月である「4月」には新市の首長が存在し、予算については議会の審議を得た本予算を執行できる状況にあることが行政運営上好ましいと考えられる。このことを踏まえた場合、次のようなスケジュールが考えられる。</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">平成17年1月1日(土): 新市誕生</span></p> <p>首長選挙は50日以内であることから平成17年2月19日(土)までに選挙となる。</p> <p>議会議員についても同様。(特例制度の適用を受けない場合)</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">平成17年2月中旬頃: 臨時議会</span></p> <p>正副議長の選出、専決処分の承認 など。</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">平成17年3月上旬~中旬: 3月定例会</span></p> <p>平成17年度予算の審議・可決 など。</p>

留意事項

調整理由

平成17年4月1日：新市として新年度スタート

合併の期日を1月1日とする理由

新市誕生後に予定される選挙や議会の日程等を想定した場合、合併の日は、17年の年明けの早い時期が望ましい。

新市誕生にあたっては、電算の接続等の準備作業が必要であり、この作業は連休を利用し閉庁時に行うことが望ましい。このことから、合併の日を設定するにあたっては、連休明けに設定することが望ましい。

以上のことから、合併の期日は、年末休暇の閉庁時を利用し準備期間が取れ、区切りがよい1月1日が望ましいと考えられる。